

京都大学	博士（教育学）	氏名	長谷 雄太
論文題目	「悪」という事象に関する心理臨床学的研究		
（論文内容の要旨） 本論文は、心理臨床の場で出逢う悪の問題に関して、悪が個人の意識に立ち現れてくるプロセスや意義に着目し、理論および臨床素材をもとに探索的な検討を行うものである。 論文は、序章と終章を含む全 8 章から構成されている。 まず序章では、心理臨床の場で論じられてきた悪の問題に取り組む意義について整理が行われた。続く第 1 章では、悪という概念について、既存の理論や知見を参照しながら、その基本的な性質や構造が論じられている。言葉の語源や Jung, C.G.の理論に基づき、悪が絶対的な次元と相対的な次元を有する多層的な構造を持つものとして捉えられることを指摘し、その層をつなぐ本質的なものとして、中村（1994）の「関係の解体」の概念を取り上げ、意識によって客体化された悪の背後にある物語ることのできないものとして“チカラ”の概念を提起した。第 2 章では、社会・集団における悪の問題が犯罪や歴史的な事件をもとに論じられ、集団における悪の問題にも、その背景に極めて個別性の高い力動的なプロセスが存在することを示し、個のプロセスに立ち戻ることが臨床的に重要な意味を持つことが論じられた。また、そのプロセスには一種の物語性があることが指摘され、第 3 章では、そのような物語の素材としてマンガ作品を取り上げて検討が行われた。その中で、物語に登場する悪役を悪の“つとめ”を果たす存在として捉え直し、悪役は物語の中で異質性と同質性を兼ね備えたものとして立ち現れることで、登場人物の世界が拡張し、能動的な動きを生む機能を果たすことが論じられた。 第 4 章では、これまでの理論的検討を踏まえ、悪にまつわる事象と心的な発達との関連を検討するため、公刊されたプレイセラピーの事例研究を素材としてメタ的な分析が行われた。その分析の過程で、抽出された 13 個の概念にはクライアントの他者感の様態が有意に影響していることが明らかになった。さらに、クライアントを見立てるポイントとなる事象との関連を分析し、悪にまつわる事象がクライアントの心的課題に応じてその在り方を変え、心的成熟に寄与している可能性が示唆された。さらに第 5 章では、異なる病態の臨床事例をヴィネット形式で取り上げ、他者像の生成と悪の関係性が検討された。どの事例においても他者の感覚に開かれていくタイミングで、セラピストに攻撃される感覚を抱いたり不満を感じたりと、セラピストを悪い対象として定位する一方で、対象関係に開かれていくなど臨床的に有意義な変化も示された。ただ同時にそのプロセスを越える難しさも示唆され、心理療法においてクライアントとの関係を支える同質性の意義についても論じられた。第 6 章では、トラウマを抱えたクライアントとの心理療法過程をもとに、悪の問題と密接な関係にある心的な“傷”への取り組みが検討された。その中で、本来主体に“傷”を与え得る悪に心的なイメージの次元で出逢い直すプロセスが、主体が癒されていく過程において重要な意味を持つことを論じ、そのプロセスの中でクライアントが提示した“のぞき込む”イメージから、悪との“適度な”関係性について考察がなされた。 終章では、本研究の総括を述べた上で、日本文化に特有の悪のイメージを取り上げながら、悪は主体から分離していると同時に同じ地平にあるものとしても体験される必要があることが示された。さらに、現代における否定的なものとのつながりの喪失について考察がなされ、本研究の課題と今後の展望を提示して論が締めくくられた。			

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、「悪」という普遍的な事象を心理臨床学的に論じようとしたものである。

周知の通り、「悪」は、人間の精神の歴史において長きにわたり、神学的、宗教学的、哲学的、倫理的に議論され続けてきたテーマである。われわれの臨床実践においても、「悪」は、日常的な善悪の判断を超えて、クライアントから突きつけられる倫理的問題として、さらには、夢や箱庭等のイメージとして現れる「悪」をどのように理解するかという実践的問題として、極めて重要なテーマであるが、それに真っ向から取り組んだ研究は数少ない。

本論文は、そのような「悪」に関する包括的な心理臨床学的研究であり、その意味においても、当該の学問領域における価値は非常に高いと言えるだろう。

このような本論文において、特に優れていると評価しうるのは、以下の3点である。

第一点目は、「悪」という概念、事象に関して、心理学のみならず、その他の人文科学における議論も踏まえて、包括的な議論を展開したことである。第1章では、悪の基本的性質と構造が理論的に検討され、第2章では、社会・集団における悪の諸相が犯罪および暴力に着目して論じられている。これらはいわば、「悪」の神学的・哲学的議論から、社会学的・犯罪学的議論への広がりである。さらに、第3章は「悪役に関する心理臨床学的考察」と題され、そこでは、上記のような広がりをもつ「悪」が「物語」という文脈における「悪役」として論じられている。ここでは、マンガ作品が取り上げられており、より具体的な形で「悪役」のもつ「妖怪性」、「悪」と「影」の関係、「悪役」のつとめ等が論じられてゆく。このような議論の展開によって、「悪」をマクロ的でなくミクロ的に、すなわち、心理臨床学的に、つまりは、心理療法事例における一つの「事象」として考察する下地がつくられており、長谷氏の議論構築の周到さと精緻さがうかがえた。このような周到さと精緻さがあってこそ、先に述べた、「悪」という事象に関する包括的議論も可能になったものと思われ、この点については、高く評価したい。

第二点目は、このように広範な「悪」についての議論を、最終的には心理療法事例における「悪」という「事象」についての議論に集約させたことである。これら第一点目と第二点目の指摘は矛盾しているように思われるかもしれないが、正しく包括的に議論するからこそ、その議論はその著者の特異的なテーマに帰還するとも言えるだろう。長谷氏は、上記の第1章から3章までの議論の後、第4章では、「悪」にまつわる事象とこころの発達との関連を検討するため、公刊されたプレイセラピーの事例研究を素材としたメタ分析を行っている。この分析を通して、「悪」にまつわる事象として抽出された13個の概念からは、クライアントの他者感の様態が有意に影響しており、さらには、それらの「悪」にまつわる事象がクライアントの心的課題に応じてその在り方を変え、心的成熟に寄与している可能性が示唆された。このことは、心理療法という体験は、クライアントがセラピストという「他者」を通して、自身の「他者感」を育み、さらにはそれが「自己感」の確かさにつながることを、そして、そのような自己／他者関係の発展において、「悪」にまつわる事象は、「他なるもの」や「異なるもの」を媒介する役割を果たすことを示しており、臨床的な含意の深い結果であると言えるだろう。

第三点目は、心理療法事例における「悪」という「事象」についての議論を、自験例を用いてなした点である。第5章は、ヴィネット形式ではあるが、精神病圏・神経症圏・発達障害圏という異なる病態の臨床事例において、他者像の生成と悪の関係性が論じられている。いずれの事例においても、それぞれ水準の違いはあるが、他者像が成立するタイミングで、セラピストが自分にとって「悪」をなす者と捉えられていた。このことから、「悪」はその対象の輪郭を明瞭にするために働く概念であり、

その明瞭さは、自身の輪郭にも影響を与える。心理療法においては、このような自己と他者、双方の輪郭が明瞭になることは重要な契機であるが、同時にそれは中断の危機も孕んでいることが明らかにされており、これもまた臨床的に深い含意をもつ結果と言える。加えて第6章では、トラウマを抱えたクライアントとの長期にわたる心理療法過程が報告され、「悪」の問題と密接な関係にあるところの「傷」への取り組みが論じられている。事例の展開は見事であり、セラピストである長谷氏との関係を通して、クライアントは、自身のところの「傷」を修復してゆくのだが、そこには、自分の人生に確かにあった「悪」を「悪」として、そして「傷」として認め、それを抽象的でなく、具体的なものとして手放す作業がなされていた。このような「悪」の議論を、今述べた自身の事例を素材になしえたことは、学問的に極めて高く評価できる。

このように学術的にも臨床的にも高く評価しうる本論文ではあるが、口頭試問の際には、終章で論じられた日本文化における「悪」の特性については、むしろ冒頭で、キリスト教における「悪」との対比で論じた方が、後の論の展開が容易だったのではないかと、また、善と悪の「対立構造」は、心理学的に言えば、いわゆる「葛藤」の問題であり、Giegerich が論じる「心的誕生」にまつわる「二」の問題とは異なるのではないかと、そしてその意味では、ヴィネットとして挙げられた三事例のそれぞれの病態についてはもう少し議論の余地があったのではないかと等の指摘があり議論がなされた。しかしながら、これらは本論文の価値をいささかも損なうものではなく、むしろ臨床心理学領域の研究者、そして心理臨床家としての著者の今後のさらなる発展のための課題とされるべきものである。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和7年2月19日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、（期間未定）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降